

オンライン研修について

- 地方分権改革推進室では、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の対面形式での研修に加え、オンライン会議ツールを用いたオンライン研修を実施。
- オンライン研修を希望される場合には、時期や内容、時間数、使用可能なツール等のご希望をお聞かせいただきます。まずはお気軽にご相談ください(TEL:03-3581-2484 地方支援担当)。

<令和7年度のオンライン研修実績>

| 日程 | 実施機関 | 受講対象 |
|----------|----------|---------------|
| R7.4.1 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R7.4.21 | 埼玉県 | 県職員・市町職員 |
| R7.4.30 | 京都府町村会 | 府職員及び府内市町村職員 |
| R7.5.8 | 浜松市(静岡県) | 市職員 |
| R7.7.23 | 都城市(宮崎県) | 市職員 |
| R7.11.6 | 民間団体 | 民間団体職員他 |
| R7.11.10 | 奈良県 | 県職員・市町村職員 |
| R7.11.28 | 東京都 | 都職員・市区職員 |
| R7.12.3 | 千葉県 | 市町村職員 |
| R7.12.24 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.1.15 | 沖縄県 | 県職員・市町村職員 |
| R8.1.22 | 三重県・内閣府 | 県職員 |
| R8.1.29 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.1.29 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.2.10 | 福島県 | 県職員・市町村職員 |
| R8.2.13 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.2.13 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.2.13 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.2.13 | 内閣府 | 都道府県職員・市区町村職員 |
| R8.2.17 | 亀岡市(京都府) | 市職員 |
| R8.2.26 | 内閣府 | 都道府県職員 |
| R8.2.27 | 栃木県 | 県職員・市町村職員 |
| R8.3.5 | 内閣府 | 都道府県及び市区町村職員 |
| R8.3.5 | 内閣府 | 都道府県及び市区町村職員 |
| R8.3.12 | 内閣府 | 都道府県及び市区町村職員 |
| R8.3.13 | 内閣府 | 都道府県職員 |

<島根県研修の様子>

※受講者は各市町村の庁舎から参加



<広島県研修(グループワーク)の様子>

※内閣府からはリモートで議論に参加



<富山県研修(座学)の様子>



【内閣府主催オンライン会議】

- 組織として研修機会を設けるに至らない場合でも、担当職員が自由に参加できるオンライン研修を行っています。
- 同内容で複数回開催しますので、都合の良いタイミングで受講が可能です。(30分程度/回)
- 開催前に、一斉調査システムで受講者募集の案内を送付いたします。

- オンライン研修は、Teams、Webex 及び Zoom の3つのツールに対応可能です。
- 座学に加え、グループワークにも対応しています。
- オンライン環境があれば、自席で研修を受講することも可能です。